

固定資産評価審査委員会への審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)について不服がある場合には、4月1日から納税通知書を受けた日以降60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会(国分寺公民館1階) ☎40-5562

縦覧・閲覧のほか、固定資産税について不明な点がございましたら、税務課資産税グループ(☎40-5554)までお気軽にお問い合わせください。

お知らせ

平成21年度固定資産税・都市計画税納税通知書は5月15日(金)に発送します。第1期(全期前納含む)の納期限は6月1日(月)となります。

平成21年度の固定資産税関係の証明書は4月1日から発行となります。

ただし、公課証明書は納税通知書発送後(5月15日以降)になりますので、ご了承ください。

軽自動車の廃車の手続きは 3月31日 までに！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽自動車(農耕車、原付バイクを含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。4月1日以降に廃車手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税は年額分課税になります。(月割課税ではありませんので、年の途中で廃車手続きされても軽自動車税は戻りません。)

なお、各種軽自動車の税額及び廃車手続き場所は次の一覧表のとおりです。

軽自動車の種類	軽自動車税(円)	廃車手続き場所	
原付一種(50cc以下)	1,000	下野市役所市民課 ・国分寺庁舎窓口 ・石橋庁舎窓口 ・南河内庁舎窓口	
原付二種(90cc以下)	1,200		
原付三種(125cc以下)	1,600		
テラー	1,600		
トラクター	1,600		
コンバイン	1,600		
フォークリフト等	4,700		
ミニカー	2,500	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050-5540-2019(テレフォン案内)	
二輪(側車付のものを含む)	2,400		
二輪の小型自動車	4,000		
三輪	3,100		軽自動車検査協会 栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎028-645-5161
四輪乗用(自家用)	7,200		
四輪貨物(自家用)	4,000		
四輪乗用(営業用)	5,500		
四輪貨物(営業用)	3,000		
ボートトレーラー	2,400		

平成21年度軽自動車税納税通知書は5月15(金)に発送します。納期限は6月1日(月)となります。

問い合わせ先

税務課 資産税グループ ☎40-5554